

石垣市名蔵アンパル保全・利活用計画

令和3年3月

名蔵アンパル保全・利活用推進協議会

- 目 次 -

第1章 石垣市名蔵アンパル保全・利活用計画とは.....	1
1.1 背景.....	1
1.2 対象期間.....	1
1.3 対象範囲.....	1
1.4 上位関連計画.....	3
第2章 現況及び保全利活用上の課題整理.....	5
2.1 自然環境の現況.....	5
2.2 社会環境の現況.....	8
2.3 保全・利活用上の課題整理.....	11
第3章 保全・利活用計画の理念と基本目標.....	12
3.1 理念.....	12
3.2 基本目標.....	12
第4章 保全・利活用方針.....	13
4.1 名蔵アンパル生態系の保全方針.....	13
4.2 赤土等流出防止対策方針.....	15
4.3 各施設の排水流出防止対策方針.....	15
4.4 名蔵アンパル保全の普及啓発方針.....	15
4.5 施設整備の検討方針.....	15
4.6 名蔵アンパル利活用ルール.....	15
第5章 推進体制.....	16
■ 参考資料.....	18
1. 協議会設置要綱.....	18
2. 協議会構成員.....	21
3. 計画策定経緯概要.....	22

第1章 石垣市名蔵アンパル保全・利活用計画とは

1.1 背景

名蔵アンパル (Nagura Amparu) は石垣島の西岸に位置しており、於茂登連山、バンナ岳、前勢岳の流域の雨水や伏流水が集まる広大な湿地であり、その前面には名蔵湾が広がっている。名蔵アンパルにはオヒルギ、ヒルギモドキ、ヤエヤマヒルギなどが構成するマングローブ林が広く分布しており、このマングローブ林は環境省により



特定植物群落「名蔵川河口域のマングローブ林」に指定されている。干潟には魚類、甲殻類、貝類など多種多様な生き物が豊富にみられ、それらを餌とするシギ・チドリ類やサギ類などの鳥類にとって貴重な飛来地・生息地であり、稚魚、稚貝など魚介類のゆりかごとなっている。環境省は、特異な動植物からなる生態系であることと渡り鳥の種数が多い湿地として、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に指定している。

また、名蔵アンパルは、亜熱帯気候特有の動植物が分布し、貴重な野鳥の飛来地、生息地であることから、平成15年には「国指定鳥獣保護区・特別保護地区」、その後、亜熱帯地域における典型的かつ多様な自然環境がまとまって存在すること、多くの水鳥や特別天然記念物であるカンムリワシなど多様な鳥類の生息地であること、底生動物等の多様性が高いことから、平成17年には「ラムサール条約登録湿地」に、平成19年には「西表石垣国立公園」に編入された。

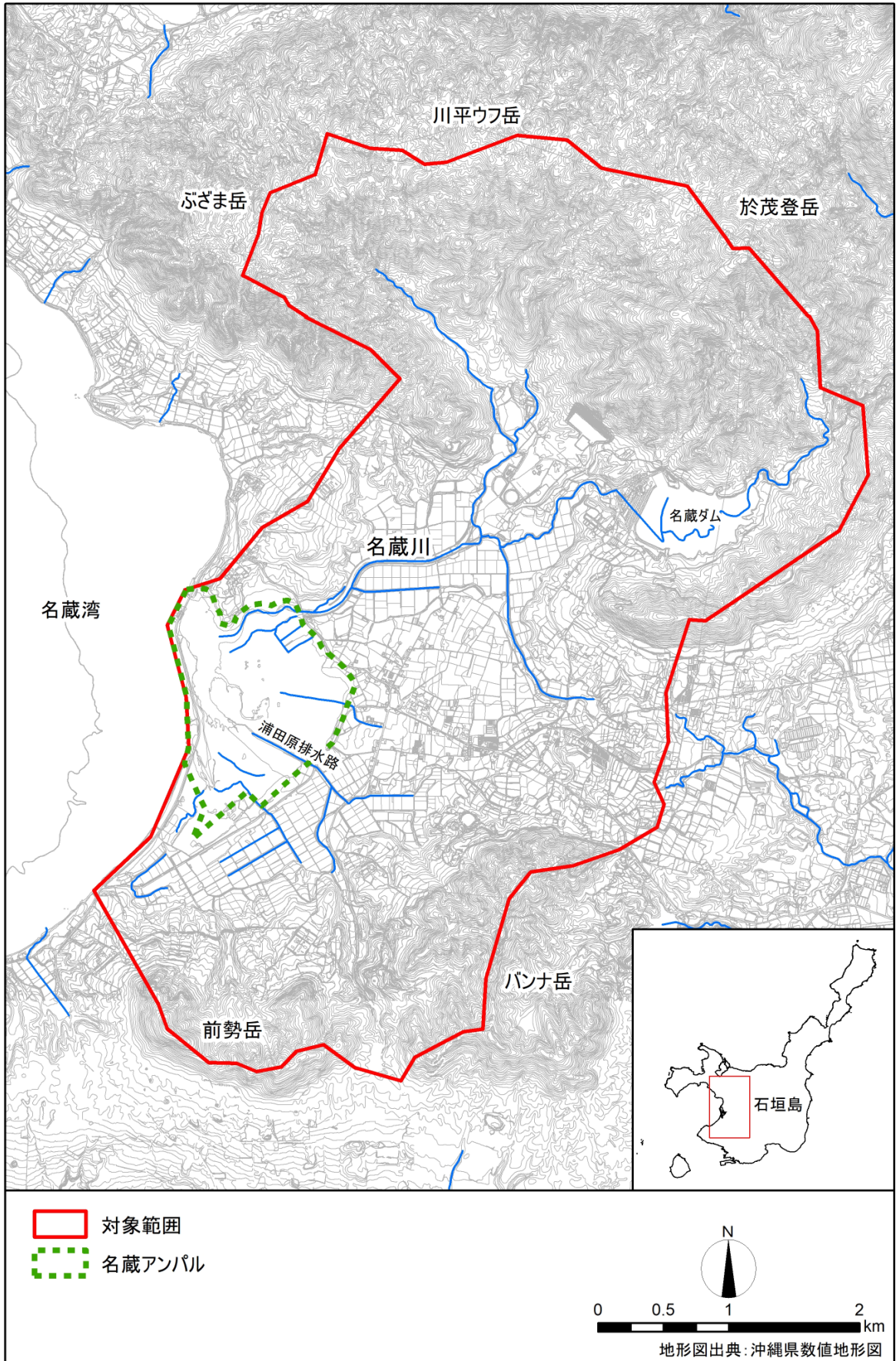
このように国際的にも価値のある素晴らしい自然環境が存在しているが、近年は陸地からの土砂流入、水質の悪化、外来生物の侵入、人によるゴミの不法投棄や不適切な利用などが問題となっている。そのため、名蔵アンパルの自然環境保全や再生の推進を行い、自然豊かな環境に多くの人々が訪れ、自然と触れ合い学べる場を維持・活用することで、地域の活性化にも寄与することを目的とし、「環境カルテ」(令和2年3月策定)に基づく本計画を策定することとした。

1.2 対象期間

本計画の対象期間は令和3年4月～令和8年3月とする。期間は5年とし、最終年度に本計画の評価を反映した改定を行う。

1.3 対象範囲

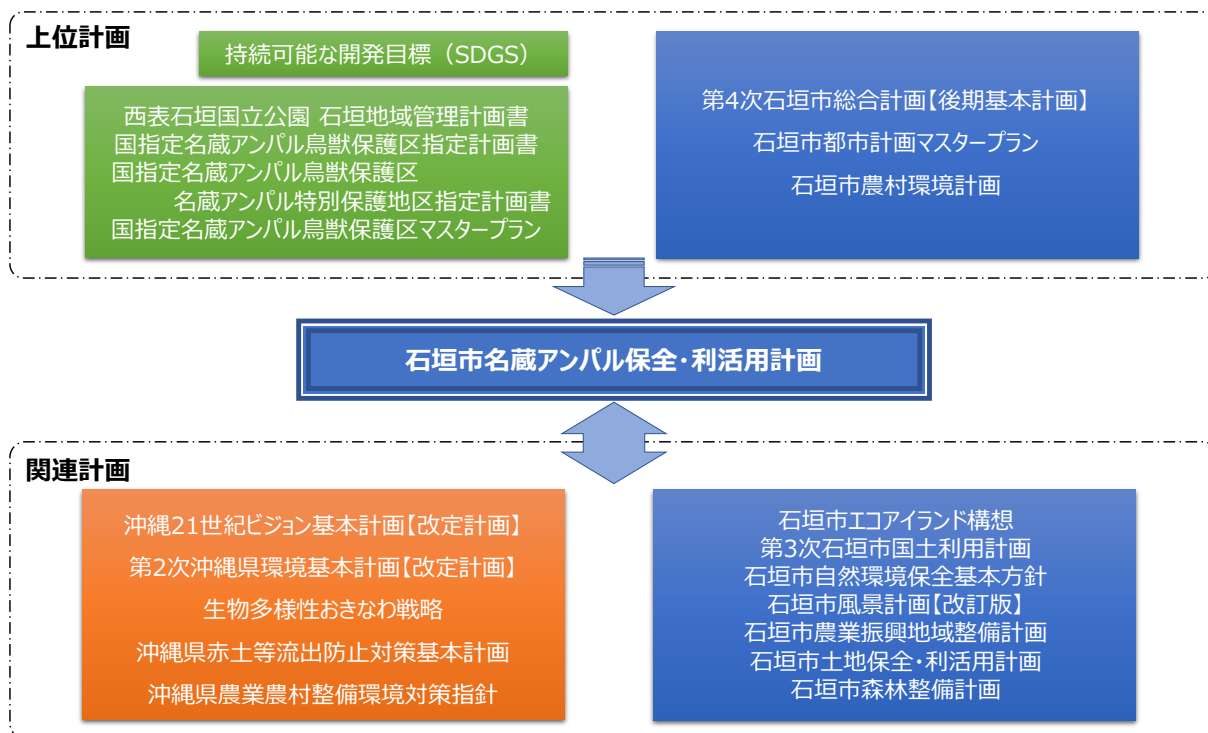
本計画の対象範囲は、次頁に示す名蔵アンパル及び流入河川流域とする。名蔵アンパルへ影響を及ぼす主な要因は、河川等からの土砂や排水の流入、各種開発行為等が挙げられることから、名蔵アンパルだけではなく流域全体を対象とした。



計画対象範囲

1.4 上位関連計画

本計画の位置づけ及び対象範囲についての記載箇所の抜粋を以下に掲載する。



計画の位置づけ

石垣市策定上位計画における対象範囲についての記載箇所抜粋

(1) 第4次石垣市総合計画 後期基本計画 (平成29年9月)

1) 環境と風景 環境共生社会の先進都市を創る

【自然の保護・共生】

[基本方針]

○河川環境の保全

名蔵アンパルの保全に努めるほか、平久保半島周辺や白保周辺海域に代表される優れた自然環境を保護及び利用促進し、将来的には世界遺産への登録を目指します。また、耕土流出防止対策については、官民を挙げて必要な施策を体系的及び効果的に実施し、解決に努めます。

[施策の方向]

○森林の保全

- ・天然林の改良や造林事業の推進による森林整備
- ・潮害防備保安林（風致林を含む）の整備

○自然環境の保全・活用

- ・必要な開発行為の指導など適切な施策の推進

○耕土流出防止対策

- ・ 耕土流出防止対策の徹底
- ・ 原因調査、指導、パトロール等の活動の強化
- ・ 地域ごとの流出防止に向けたセミナーの開催

(2) 石垣市都市計画マスタープラン (平成 23 年 3 月 ; 平成 30 年 12 月一部改定)

1) 地域別構想

【中部地域】

[整備構想]

○地域整備の目標

『大湿原と緑豊かな自然にふれ合える地域づくり』

亜熱帯特有の自然環境となっているラムサール条約登録湿地名蔵アンパルを含む名蔵湾一帯及び於茂登連山の森林域を保全しつつ、自然学習体験の場として市民や来訪者が気軽に訪れることができる環境の整備を進めていく。

①土地利用の方針

- ・ 森林地区

(中略) 名蔵川河口部の干潟及びマングローブ林を中心とした名蔵アンパルは、亜熱帯地域における典型的かつ多様な自然環境がまとまって存在しており、その環境の保全に努めるとともに、市民や来訪者が気軽に自然とふれ合い、自然学習が体験できるエコツーリズム等の場として活用する。

②アメニティの形成方針

- ・ 水と緑

名蔵アンパルという亜熱帯特有の自然環境及び於茂登連山の豊かな緑を保全し中部地域に残る豊かな自然の保全・育成を図る。

- ・ 景観

広大な自然緑地、名蔵アンパル、ダムの水辺空間を保全し、農地が広がる田園風景と一体となった景観形成を図っていく。

(3) 石垣市農村環境計画 (平成 30 年 3 月)

1) 地域別整備計画

[中部地域]

○緑地保全復元ゾーン

- ・ 森林の保全
- ・ 自然生態系の保全 (於茂登岳のヤエヤマボタルなど)
- ・ 貴重な生態系の保護 (名蔵湾湿地、名蔵アンパル)
- ・ 赤土や生活排水等の流入防止 (名蔵湾湿地、名蔵アンパル)
- ・ 環境教育推進とエコツーリズムとの連携 (名蔵湾湿地、名蔵アンパル)

第2章 現況及び保全利活用上の課題整理

2.1 自然環境の現況

(1) 地形・地質・土壌

名蔵アンパル流入河川流域の地形は、流域外縁が海岸部を除き山地の緩斜面等で囲まれており、名蔵川沿い及びアンパル後背地が低地となっている。名蔵アンパル内は、潮汐湿地、マングローブ湿地、干潟等で構成されている。

地質は、流域北側山地付近が花崗岩類等、南側山地が富崎層等、流域中央部が国頭礫層、沖積層等となっている。

土壌は、流域北側山地部は、於茂登1統、於茂登2統等、南側山地部は久志岳1統、久志岳2統等が広がっている。流域中央部（名蔵アンパルを除く）では、屋良統が広くみられ、流入河川沿いには、三和統等が存在する。名蔵アンパル内は、名蔵統、喜納統(グライ土)で構成されている。



(2) 植生

名蔵アンパル流入河川流域北側山地はケナガエサカキ-スダジイ群落、南側山地にはケナガエサカキ-スダジイ群落とボチョウジ-イジュ群落が広く分布する。流域中央部（名蔵アンパルを除く）は、畑雑草群落が広がっており、山地沿いの斜面や丘にはハドノキ-ウラジロエノキ群団(二次林)、牧草地等がみられる。名蔵アンパル内は、マングローブ群落、ヨシクラス、アダン群団等で構成されている。名蔵アンパルのマングローブ林の変遷をみると、浦田原排水路が竣工した1986年以降、中央部のマングローブ林が拡大したことがうかがえる。



出典：地図・空中写真閲覧サービス（国土地理院）

(3) 生物相

名蔵アンパル流入河川流域では、既存文献によると、これまでに約 1690 種もの生物が発見されており、そのうち重要な種（天然記念物、国際・国内希少野生動植物、沖縄県レッドデータブック掲載種、環境省レッドリスト掲載種、石垣市指定保全種、国立・国定公園特別地域指定動植物）は 67 種が確認された。しかしながら、外来生物の侵入もみられ、環境省及び農林水産省が策定した生態系被害防止外来種リストに掲載されている種のうち、28 種（特定外来生物 4 種を含む*1）が確認されている。



*1 特定外来生物：「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号）指定種

名蔵アンパル流入河川流域における生物の確認種数

分類群	種数	重要な種*2	生態系被害防止外来種*3
植物	537 種	67 種	17 種
哺乳類	5 種	4 種	1 種
鳥類	218 種	68 種	2 種
爬虫類	20 種	9 種	1 種
両生類	11 種	3 種	3 種
昆虫類	538 種	38 種	0 種
魚類	94 種	13 種	3 種
大型底生動物	267 種	53 種	1 種

*2 重要な種：天然記念物（「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）、「沖縄県文化財保護条例」（昭和 47 年 5 月 15 日条例第 25 号）、「石垣市文化財保護条例」（昭和 47 年 6 月 1 日条例第 78 号）指定種）、国際・国内希少野生動植物（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」指定種）、沖縄県レッドデータブック掲載種（「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物 第 3 版 -レッドデータおきなわ-」（沖縄県 2017、2018）掲載種）、環境省レッドリスト掲載種（「環境省レッドリスト 2020」（環境省 2020）掲載種）、石垣市指定保全種、国立・国定公園特別地域指定動植物（「国立・国定公園特別地域内において捕獲等を規制する動物（指定動物）」（環境省 2006）指定種）

*3 生態系被害防止外来種：「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」（環境省・農林水産省 2015）掲載種

(4) 赤土の堆積状況

赤土の堆積状況を 2019 年 12 月に調査した結果、名蔵川の中流から河口になるにつれ、赤土等の堆積傾向があり、浦田原排水路流域下では赤土等の堆積が顕著であることが確認された。浦田原排水路吐口にあたる名蔵アンパル南側では、赤土等堆積の指標である SPRS 値が高く、また、流域からの赤土流出量は 7,000 t /年以上と試算されており*、栄養塩類の流出も含めて、マングローブ林の拡大、陸地化など様々な環境影響の要因となっていると考えられる。

* 出典：「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画 中間評価」（沖縄県、平成 31 年 1 月）

(5) 水質

水質調査を2019年11月及び2020年1月に実施した結果、名蔵川の上流から下流において農地の肥料成分として栄養塩類、全リン及びリン酸態リンがわずかに流出していることが示唆されたが、BOD（生物化学的酸素要求量）及びSS（浮遊物質質量）については、環境基準値（環境省「水質汚濁に係る環境基準」；生活環境項目：A類型河川）を大きく下回っており、水の汚れはほとんどなかった。しかしながら、名蔵アンパルに流入する一部の排水路では、BOD及び栄養塩類の値が高い箇所、硫化物臭が顕著な箇所がみられた。



(6) 流況

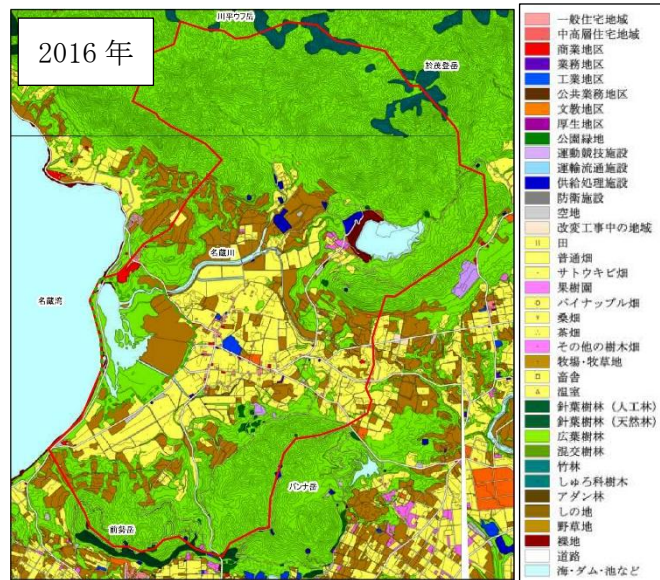
名蔵川（下流）の流量は、2019年11月、2020年1月、2月の計3回（平常時）計測したところ、0.191～0.598 m³/sであった。浦田原排水路で同調査を実施した結果、流量は0.021～0.037 m³/sで、河道規模に対し、流れがほとんどなく、流量は少なかった。このことから、排水路吐口の堆積土砂により水が堰き止められやすい状況にあることが確認された。



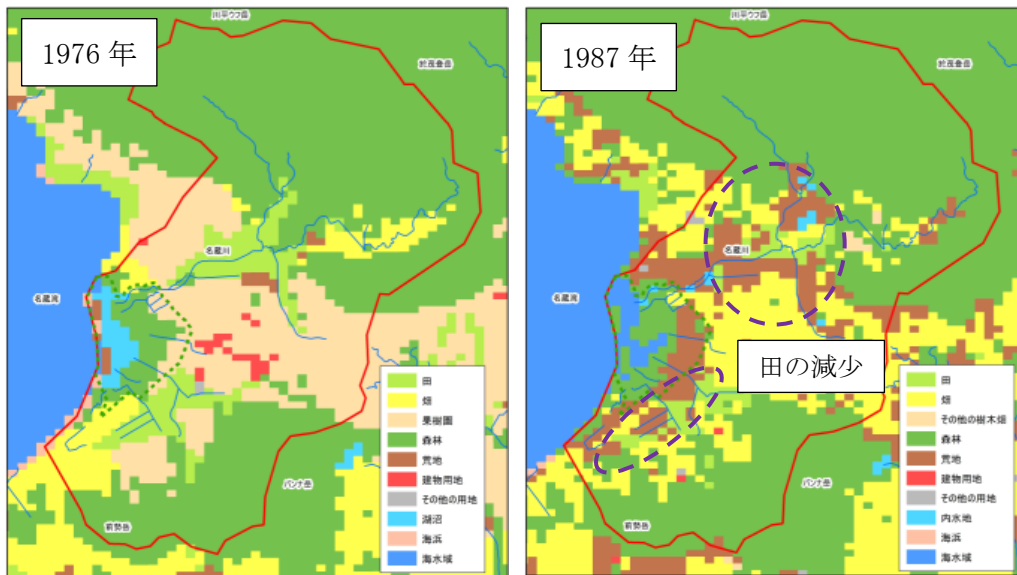
2.2 社会環境の現況

(1) 土地利用状況

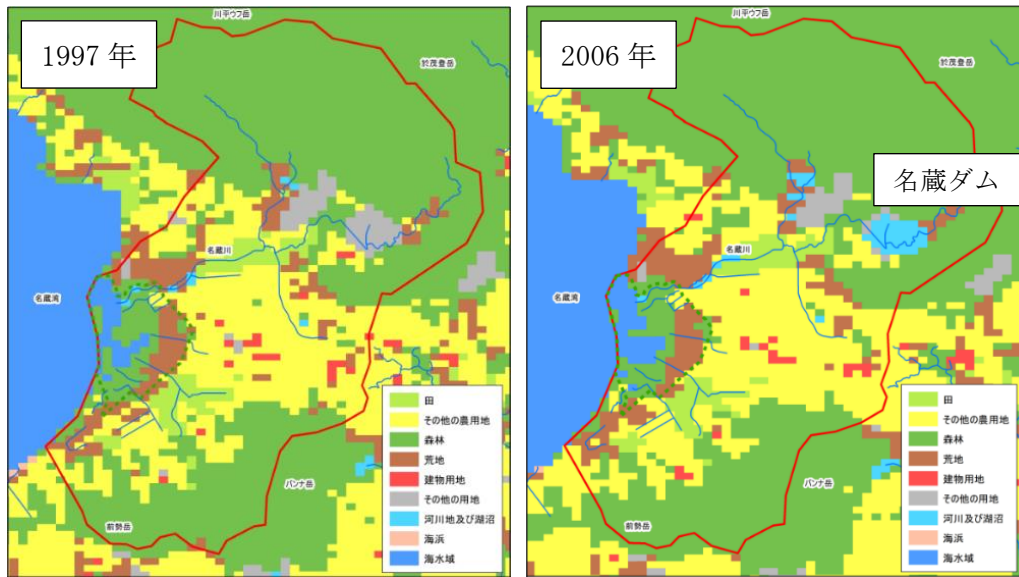
名蔵アンパル流入河川流域は、流域中心部の平地に田畑が広がり、その周辺部に牧草地や野草地がみられる。土地利用の変遷をみると、1987年度の田の減少及び2006年度の名蔵ダム建設が当該地域における土地利用の大きな変化とみられる。



出典：「土地利用現況図」（沖縄県土地対策課 2016）



出典：「国土数値情報土地利用細分メッシュデータ」（国土交通省国土政策局 HP）を改変



出典：「国土数値情報土地利用細分メッシュデータ」（国土交通省国土政策局 HP）を改変

(2) 環境保全関係法令及び規制等

名蔵アンパル流入河川流域では、8つの環境保全関係法令・規制等に該当する箇所が存在する。

No.	環境保全関係法令・規制等	指定状況
1	「環境基本法」：水質汚濁に係る環境基準の種類の指定状況	名蔵川（A類型）
2	「自然公園法」：国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の区域	「西表石垣国立公園」：名蔵アンパル及び於茂登岳山麓等が該当
3	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」：鳥獣保護区	「国指定名蔵アンパル鳥獣保護区」：名蔵アンパル、「国指定名蔵アンパル特別保護地区」：名蔵アンパル
4	「ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)」：登録湿地	「名蔵アンパル」
5	「文化財保護法」：名勝又は天然記念物又は重要文化的景観	名勝「川平湾及び於茂登岳」：於茂登岳山麓の一部が該当
6	「森林法」：保安林	名蔵アンパル及び流入河川流域の一部が該当
7	「石垣市自然環境保全条例」：保全種の保護地区	於茂登岳周辺が該当
8	「自然環境の保全に関する指針」：区域区分	名蔵アンパル流入河川流域が、「自然環境の保護・保全を図る区域」、「自然環境の保全を図る区域」、「身近な自然環境の保全を図る区域」に該当

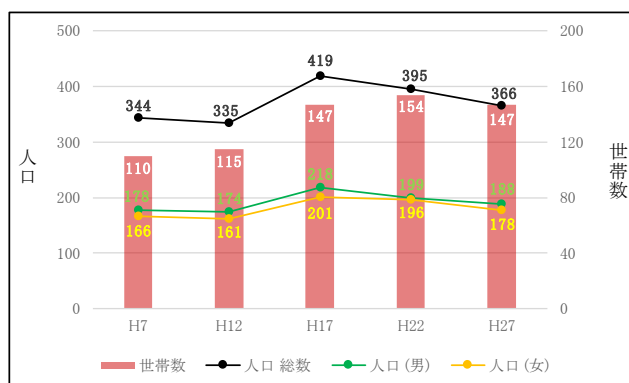
(3) 土地利用規制状況

名蔵アンパル流入河川流域の山地を除く広い範囲が農業振興地域、農用地区域である。名蔵アンパル及び於茂登岳連山は西表石垣国立公園の特別地域に含まれ、また、樹林の多くが保安林に指定されている。文化財は、名勝「川平湾及び於茂登岳」、埋蔵文化財包蔵地が9箇所、戦争遺跡が3箇所存在する。

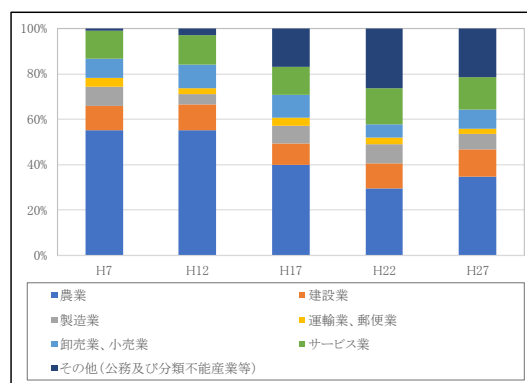
(4) 人口及び世帯数

平成27年度国勢調査によると、石垣市字名蔵の人口は366人、世帯数は147世帯である。産業種別人口の割合は、農業が35%で最も高く、次いでサービス業14%、建設業12%と続く。平成7年度～平成27年度の間において、人口が最も増加した平成17年度からは農業人

口の割合が減少し、その他（公務及び分類不能産業等）が増加している。



石垣市字名蔵の人口及び世帯数の推移



石垣市字名蔵の産業種別人口の推移

(5) 住宅及び学校の分布

名蔵アンパル流入河川流域における住宅は、名蔵集落のある本流域の中心部に集中しており、本集落内に石垣市立名蔵小中学校及びびなぐら幼稚園が存在する。

(6) 環境活動状況

名蔵アンパル流入河川流域における主な環境活動としては、「アンパルの自然を守る会」が名蔵アンパルにおいて自然観察会や講演会を行いながら、自然・環境を保持するための監視・調査を継続し、これを悪化させる、あるいは悪化が予測されることに対する適切な措置を行政などと協力し実施している。また、「カムリワシ・リサーチ」が探鳥会の開催、啓発活動、保全に向けた調査を名蔵アンパルで実施している。そのほか、沖縄県立石垣青少年の家による環境教育及び清掃活動、名蔵小中学校の児童・生徒による清掃活動が定期的に行われている。

(7) 伝統文化的状況

名蔵アンパルの潟原では、1771年の大津波以後に「カタバル馬」と呼ばれる馬の競技が行われていた。現在も行われている平得のカタバル馬は、アンパルのカタバル馬を種子取祭で復活させたものである。八重山民謡の「アンパルヌ ミダガーマ ユンタ」は、名蔵アンパルに生息するミダガーマ（コメツキガニ；一説による）のショーニンヨイ（生年祝い）の様子を歌ったものである。

また、サニズ（浜下り）は、旧暦の3月3日に行われ、女性が浜に下り、海水に手足を浸して身を清め、健康を祈願する行事である。この日は干満差が一年で最大の大潮となるため、干潮時間に合わせて浜へ降り、潮干狩りなどを行う。

(8) 開発動向

名蔵アンパル流入河川流域では、各種ほ場整備事業（1999年までに完了・供用）、名蔵ダム（1998年竣工）、バナナ公園（1994～2009年に順次供用）、石垣やいま村（1981年設立）、石垣島製糖工場（1961年設立）等の開発がみられる。また、令和2年現在において、白水原水調整池の整備計画、前勢岳北側にゴルフリゾート開発計画がある。

2.3 保全・利活用上の課題整理

自然環境、社会環境の現況及び協議会の意見等を踏まえ、名蔵アンパル及び流入河川流域における保全・利活用上の課題と対応方針を以下に示すとおり抽出した。

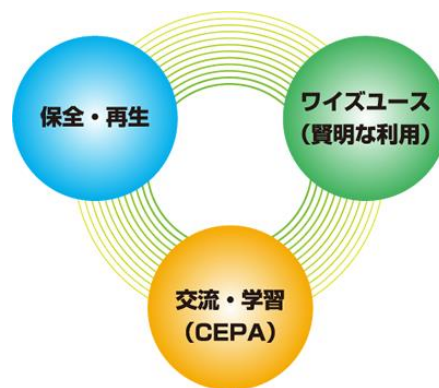
名蔵アンパル及び流入河川流域の保全・利活用上の課題と対応方針

No.	内容	対応方針
1	耕作地等からの赤土等土砂や栄養塩の流出により、名蔵アンパルにおける水質・底質の変化、マングローブ林の拡大が起きている。また、動物の種及び個体数の減少も危惧されている。赤土等土砂の流出を抑制するためには、行政主体となる沈砂池等の土木的対策のほか、農家主体となるグリーンベルトやカバークロープといった営農的対策との組合せが重要である。さらに、流域全体で環境保全型農業に変えていくことが推奨される。そのため、農家への営農的対策の普及啓発、対策実施の理解協力が課題である。	<ul style="list-style-type: none"> ・沈砂池等の土木的対策 ・営農的対策の普及啓発
2	名蔵アンパルへの流入水路における水質の悪化が認められた。耕土のほか、工場排水及び家畜糞尿等の流入による影響が考えられる。対策としての合併浄化槽の整備や、畜舎排水の処理施設の整備促進、これらの普及啓発や理解協力も含めた水質改善に向けた取組みが課題である。	<ul style="list-style-type: none"> ・合併浄化槽及び排水処理施設の整備の推進 ・水質改善のための普及啓発
3	近年、名蔵アンパルのマングローブ林に縞枯れ現象がみられるようになってきているが、原因が明らかとなっていないことから、有識者へのヒアリング等を踏まえた原因究明及び対策の検討が課題である。	<ul style="list-style-type: none"> ・縞枯れ現象の原因究明及び対策の検討
4	名蔵アンパルは多種多様な生物が生育・生息分布している。一方で、侵略的な外来種が分布を拡大していることから、在来種の保全と外来種の管理が課題となっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・在来種の保全及び侵略的外来種の防除対策、普及啓発
5	ごみの不法投棄及び砂浜への車両の乗り入れ、ゴルフの打ちっぱなしをするなどの不適切な利用がみられる。そのため、名蔵アンパルの利活用者等に対するルール作りが必要であり、利活用者等の理解協力を得ることが課題となる。加えて、普及啓発や環境教育等を行うことにより、将来的に適切な利活用を促していくことが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な利活用の普及啓発 ・利活用ルール策定
6	名蔵アンパルにおいてカヌー等を無断で放置するといった不適切な利用が一部のツアー業者にみられる。また、夜間ツアーが行われることで、休息場及びねぐらとしてマングローブ林を利用する鳥類への負の影響も危惧されている。そのため、名蔵アンパルを利活用するツアー業者を含めたルール作りが必要であり、ツアー業者との合意形成が課題となる。加えて、名蔵アンパルの利活用状況を把握し、エコツアーガイドの育成、普及啓発や環境教育を行う拠点となる施設の設置について検討することが望まれる。	

第3章 保全・利活用計画の理念と基本目標

3.1 理念

石垣島の宝であり、国際的にも重要な湿地である『名蔵アンパル』の自然及びそこで育まれてきた文化を行政・市民・関係機関が一体となり、「保全・再生」、「ワイズユース（賢明な利用）」、「交流・学習（CEPA／交流、能力養成、教育、参加、普及啓発）」を推進する。



ラムサール条約の3つの柱

引用：ラムサール条約と条約湿地(https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/About_RamarConvention.html)

3.2 基本目標

「保全・再生」の基本目標

- 赤土等流出の土木的・営農的対策、施設排水の適正処理の促進による水質改善
- 干潟生態系の保全・再生と外来種防除による生物多様性の保全

「ワイズユース」の基本目標

- 賢明で持続的な利活用の推進と普及啓発

「交流・学習」の基本目標

- 自然環境保全・再生と適切な利活用の意識向上のための交流・学習の推進

第4章 保全・利活用方針

名蔵アンパル及び流入河川流域における保全・利活用方針、利活用ルールを以下のとおり定める。

4.1 名蔵アンパル生態系の保全方針

- ・ マングローブ林の拡大抑制のための対策及び縞枯れ現象の原因究明のための調査等を検討する。
- ・ 在来植生の再生を含む在来種の保全対策、侵略的外来種の駆除及び普及啓発を併せて行うことを検討する。
- ・ 在来種の保全対策として、名蔵アンパルへの人の立ち入りによる鳥類への影響を低減するため、鳥類保全区域を設ける。鳥類保全区域図を次頁に示す。なお、鳥類保全区域の対象範囲や立ち入りを控える期間・時間については、今後、最新の情報により更新することを予定している。
- ・ 鳥類、底生動物及び水質のモニタリングの実施を検討する。

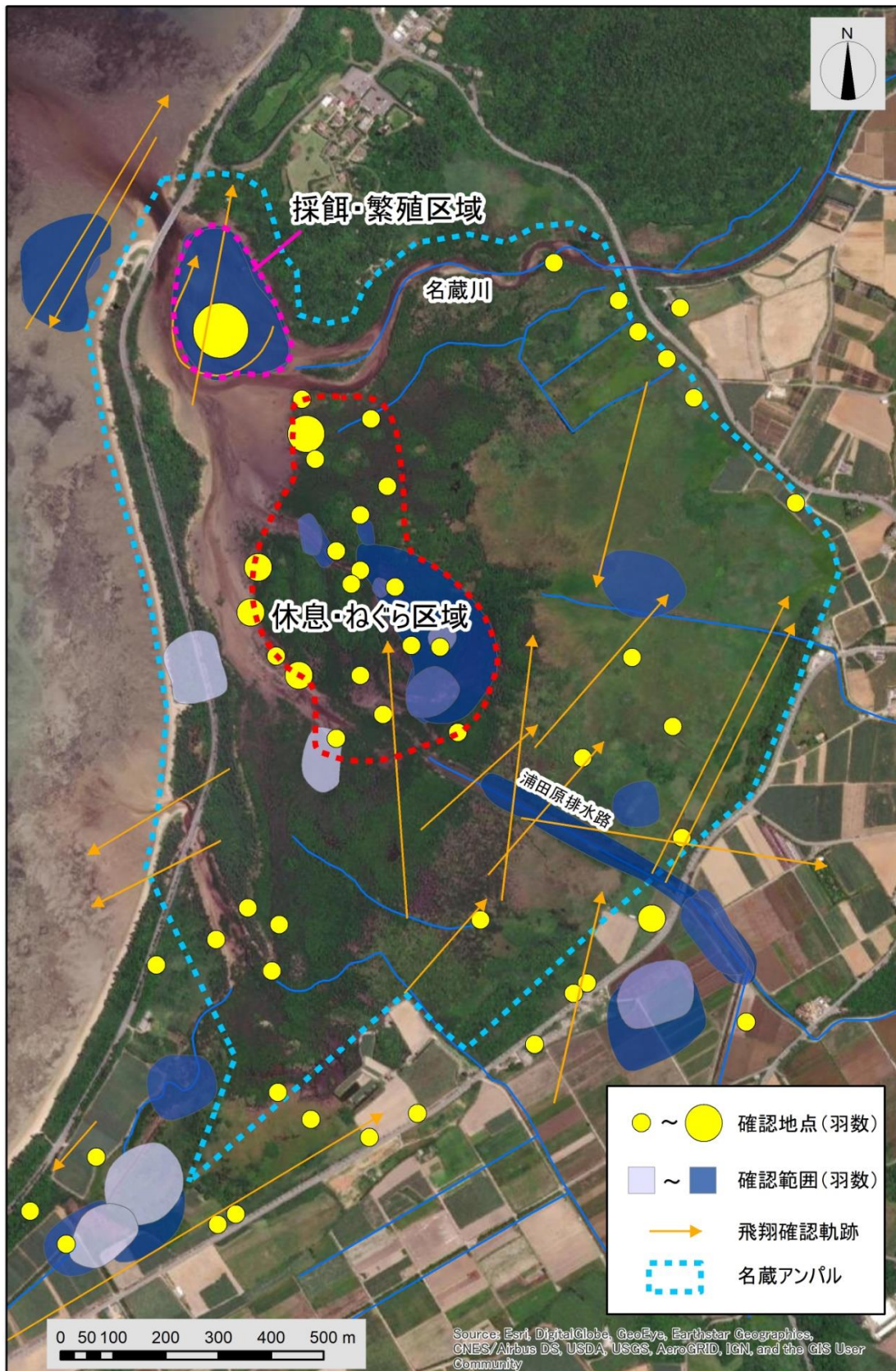
鳥類保全区域

区 域	立ち入りを控える期間・時間	摘 要
採餌・繁殖区域	6～8月 (アジサシ類の繁殖期)	【範囲】 シギ・チドリ類の餌場であり、過去にアジサシ類の繁殖コロニーが確認されていた範囲 【留意事項】 立ち入りが可能な期間のうち、干潮時の利活用の際には、これらの鳥類の採餌・休息、繁殖活動への影響が及ばないように迂回するなどして十分配慮する。
休息・ねぐら区域	通 年 16:00～8:00	【範囲】 水鳥、タカ類、天然記念物が主に休息場、ねぐらとして利用する範囲 【留意事項】 立ち入り可能な時間帯の利活用の際には、これらの鳥類の採餌・休息、繁殖活動への影響が及ばないように迂回するなどして十分配慮する。

* 立ち入りを控える期間・時間については、今後、最新の情報により更新することを予定している。



キアシシギ



水鳥等の確認位置及び鳥類保全区域

- *1 「採餌・繁殖区域」、「休息・ねぐら区域」を鳥類保全区域とする。確認地点は丸が大きいほど鳥類の羽数が多く、確認範囲は色が濃いほど羽数が多いことを示す。なお、鳥類の確認情報については、「平成14年度 国設鳥獣保護区設定に関する調査(名蔵)報告書」の調査結果を参考としている。
- *2 鳥類保全区域の対象範囲は、今後、最新の情報により更新することを予定している。

4.2 赤土等流出防止対策方針

- ・石垣市赤土等流出防止営農対策地域協議会と協力して赤土等土砂の流出抑制に努める。
- ・行政主体で沈砂池の浚渫を行うことで機能向上を図り、農家主体となるグリーンベルトやカバークロープといった営農的対策を組合せた対策を行う。
- ・環境保全型農業を推奨する。
- ・農家への営農的対策等の普及啓発を行う。

4.3 各施設の排水流出防止対策方針

- ・合併浄化槽の整備及び畜舎排水の処理施設の整備を促進する。
- ・地域住民、工場施設及び畜産農家に対し、処理施設整備の理解を得るための普及啓発を行う。

4.4 名蔵アンパル保全の普及啓発方針

- ・名蔵アンパルの自然環境保全について、名蔵アンパルの伝統文化も踏まえながら普及啓発及び環境教育等を実施することにより、適切な利活用を促していく。
- ・普及啓発のための看板の設置を検討する。

4.5 施設整備の検討方針

- ・名蔵アンパルのエコツアーガイドの育成や普及啓発及び環境教育を行う拠点の施設整備を検討する。

4.6 名蔵アンパル利活用ルール

名蔵アンパルの適切な利活用を促進するため、利活用ルールを以下のとおり定める。なお、適用範囲は、14頁の図に示す「名蔵アンパル」の範囲とする。

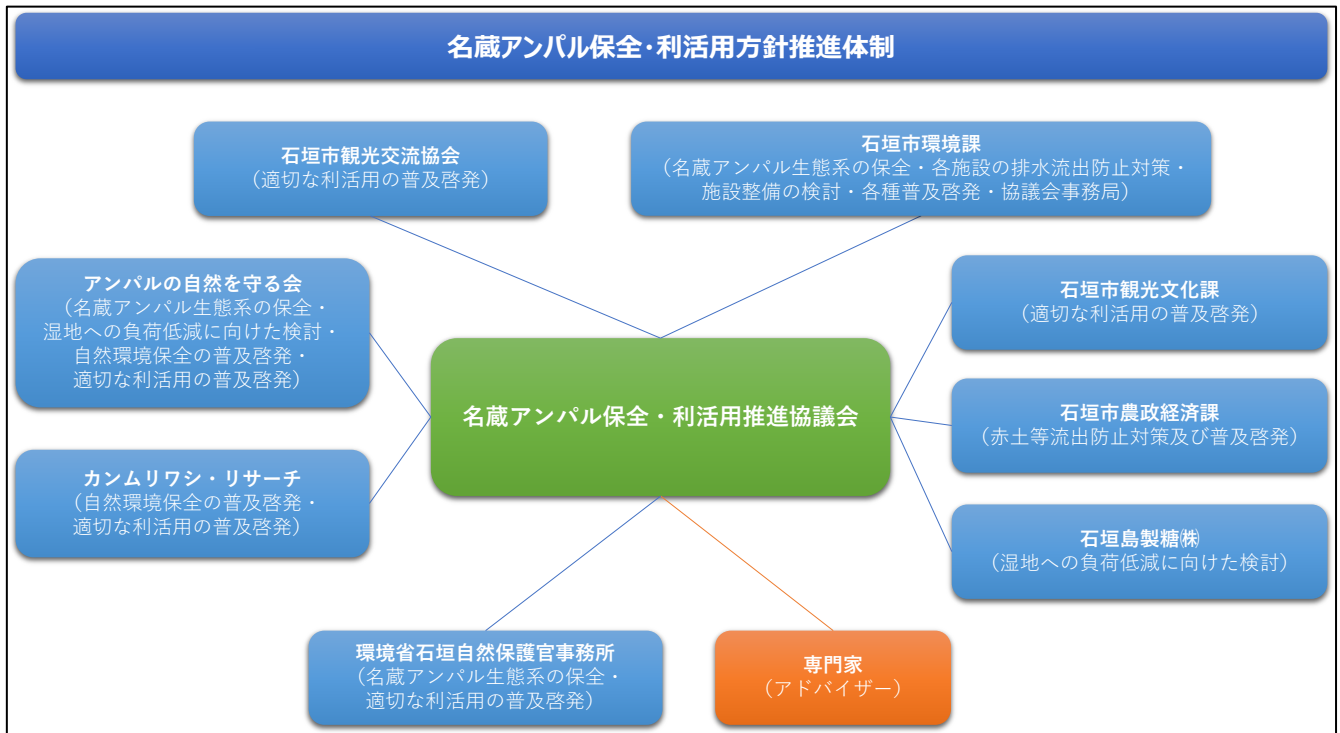
名蔵アンパル利活用ルール	
1	ゴミを捨てない。(ゴミの投棄者には、関係法令に基づいた罰則が適用される。)
2	指定区域 ^{*1} 以外の砂浜及び干潟への車両乗り入れ、専用施設外でのゴルフの練習等、花火及び焚火等の火の使用を控える。
3	採餌・繁殖区域は、立ち入りが可能な期間をアジサシ類の繁殖期を避けた9～5月とする。立ち入りが可能な期間のうち、干潮時の利活用の際には、鳥類の採餌・休息、繁殖活動への影響が及ばないように迂回するなどして十分配慮する。
4	休息・ねぐら区域は、16:00～8:00における通年の立ち入りを控える。ただし、調査・研究のためであれば事前に協議会に届出することで可能とする。立ち入り可能な時間帯の利活用の際においても鳥類の採餌・休息、繁殖活動への影響が及ばないように迂回するなどして十分配慮する。
5	名蔵アンパルには、カヌー等 ^{*2} の道具を放置しない。
6	名蔵アンパルにおいてツアー等の商業行為、カヌー等 ^{*2} を用いた事業を実施する場合には、場所、時間、カヌー等の艇数等について協議会に事後報告する。

*1 指定区域は、今後の協議を踏まえて設定する予定である。

*2 カヌー等は、人力及び船外機付き船舶を含む。

第5章 推進体制

名蔵アンパル保全・利活用方針の推進体制及び実施工程を以下に示す（推進体制は、名蔵アンパル保全・利活用推進協議会を中心とし、主に推進を図る担当機関・団体等により図式化した。）。



* 名蔵アンパル保全・利活用推進協議会を中心として、主に推進を図る主体により図式化した。

実施工程

実施内容	主に推進を図る主体	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	備考
保全・利活用計画の推進							
名蔵アンパル生態系の保全							
マングローブ拡大抑制対策及び 縮枯れ現象の原因究明の検討	石垣市環境課	■	■				
在来種の保全対策及び 侵略的外来種対策の検討、普及啓発	石垣市環境課 環境省石垣自然保護官事務所 アンパルの自然を守る会	■	■	■	■	■	
鳥類、底生動物及び水質のモニタリングの実施の検討	石垣市環境課	■		■		■	
赤土等流出防止対策							
赤土等土砂の流出抑制対策	石垣市農政経済課	■	■	■	■	■	
営農的対策等の普及啓発	石垣市環境課 石垣市農政経済課	■	■	■	■	■	
各施設の排水流出防止対策							
合併浄化槽及び畜舎排水処理施設の整備促進、 普及啓発	石垣市環境課	■	■	■	■	■	
湿地への負荷低減に向けた検討	アンパルの自然を守る会 石垣島製糖㈱	■	■	■	■	■	
名蔵アンパル保全の普及啓発							
自然環境保全の普及啓発、環境教育	石垣市環境課 アンパルの自然を守る会 カンムリワシ・リサーチ	■	■	■	■	■	
普及啓発看板の設置	石垣市環境課	■	■				
施設整備の検討							
ガイドの育成、普及啓発、環境教育を行う拠点の 施設整備検討	石垣市環境課	■	■	■	■	■	
名蔵アンパル利活用ルールの普及							
適切な利活用の普及啓発	石垣市環境課 石垣市観光文化課 石垣市観光交流協会 環境省石垣自然保護官事務所 アンパルの自然を守る会 カンムリワシ・リサーチ	■	■	■	■	■	
協議会の運営							
連絡会議の実施	石垣市環境課	■	■	■	■	■	1回/年度
保全・利活用計画の評価及び更新	協議会					■	



■ 参考資料

1. 協議会設置要綱

名蔵アンパル保全・利活用推進協議会設置要綱

第1章 総則

(設置趣旨)

第1条 名蔵アンパル及びその流域（以下「対象区域」という）の自然環境保全や再生の推進を行う事により、自然豊かな森林・河川・海域に地元を含めた多くの人々が訪れ、自然とふれあい学べる場を維持・活用することで、地域の活性化にも寄与することを目指し、協議会を設置する。

(名称)

第2条 この協議会は、名蔵アンパル保全・利活用推進協議会（以下「協議会」と称する）という。

第2章 目的及び協議会所掌事務

(目的)

第3条 対象区域の自然環境保全・賢明な利用を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 名蔵アンパル保全・利活用計画策定及び調査
- (2) 名蔵アンパル保全・利活用の実施に係る連絡調整
- (3) その他必要な事項

第3章 構成

(構成)

第5条 協議会は、第1条の設置趣旨に賛同する次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 名蔵アンパル保全・利活用推進を実施しようとする者
- (2) 地域住民、特定非営利活動法人等各種団体、土地所有者、自然環境に関し専門的知識を有する者、地域の教育関係者、関係事業者、その他一般市民
- (3) 関係行政機関
- (4) その他協議会から参加の合意を得られた者
(会員資格の喪失)

第6条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣言
- (3) 団体若しくは法人の解散
- (4) 除名
(辞任及び除名)

第7条 辞任しようとする者は、第23条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。

2 会員が協議会の運営に著しい支障をきたす場合等、協議会の3分の2以上の合意により当該会員を除名することができる。

第4章 役員

(会長及び副会長)

第8条 協議会に会長及び副会長を各1名置き、会員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。
- 4 会長、副会長の任期は任命日から2年とし、再任を妨げない。

(監事)

第9条 協議会に、2名の監事を置く。

2 監事は、会計並びに業務執行の状況を監査するとともに、これについて不正の事実を発見したときは、協議会に報告する。

第5章 協議会等

(協議会の開催)

第10条 協議会は、会長が召集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれにあたる。

(協議会の機能)

第11条 協議会は、この要綱で定めるもののほか、協議会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第12条 協議会は、会長が必要と認めたとき、又は会員若しくは監事から招集の請求があったとき、開催する。

(議決)

第13条 協議会での議事は出席会員の過半数をもって決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 会員は、やむを得ない理由により会議を欠席するときは、代理人を出席させることができる。

(議事録)

第14条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 会員の現在数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及び結果

- 2 議事録は、議長が署名押印しなければならない。
- 3 議事録は、第23条の事務局に保管しておかなければならない。

(会長の専決事項)

第15条 会長は、会議を招集する暇がない場合における緊急な事項については、これを専決処分することができる。

2 会長は前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議に報告しその承認を得なければならない。

(専門アドバイザー)

第16条 専門アドバイザーは、必要に応じ会員及び会員以外の専門的知見を有する者から選任する。

2 専門アドバイザーは、協議会から付託される専門的事項について協議し、協議会に報告する。

(公開)

第 17 条 協議会及び専門アドバイザーによる会議は、個人情報の保護上または生物の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

第 6 章 会計

(事業年度)

第 18 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(資金)

第 19 条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国及びその他の地方自治体からの交付金等
- (2) その他の収入

(資金の取扱い)

第 20 条 協議会の資金の取扱方法は、別に定める会計事務取扱規程によるものとする。

(年度事業計画及び収支予算)

第 21 条 協議会の年度事業計画及び収支予算は、会長が作成し、会議の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 22 条 協議会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書として作成し、監事の監査を受け、会議の議決を得なければならない。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 23 条 協議会の会務を処理するために事務局を設ける。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- 3 協議会に参加する会員は、事務局を積極的にサポートする。

(事務局の所掌事務)

第 24 条 事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 協議会の議事・進行に関する事項
- (2) 協議会の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) 協議会の予算及び執行に関する事項
- (4) その他協議会が付託する事項

第 8 章 補 則

(要綱改正)

第 25 条 この要綱は、第 5 条に規定する協議会の会員の発議により、協議会に出席した会員の議決を得て、改正することができる。

(運営細則)

第 26 条 この要綱の定めるほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会の同意を経て、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 元年 9 月 2 5 日から施行する。

2. 協議会構成員

	カテゴリー	事業者名	氏名
1		沖縄県八重山土木事務所維持管理班	班長 古川 裕市
2	事務局長	石垣市環境課	課長 大城 智一郎
3		石垣市観光文化課	課長 玻座真 保幸
4		石垣市農政経済課	課長 米盛 博文
5		石垣市むらづくり課	課長 宇根 和昌
6		石垣市教育委員会 文化財課	課長 下地 傑
7		名蔵小中学校	校長 池田 幸作
8		沖縄県立石垣青少年の家	所長 宇保 安博
9	会長	アンパルの自然を守る会	会長 島村 賢正
10		カンムリワシ・リサーチ	代表 小林 孝
11		石垣島製糖株式会社	代表取締役社長 松林 豊
12		株式会社ユニマツトプレシヤス	部長 大川 博
13		名蔵公民館	館長 仲松 康広
14	副会長	獅子森自治会	館長 桑名 一男
15		嵩田公民館	相談役 花谷 達郎
16		石垣やいま村	広報係長 住吉 隆治
17		みね屋工房	代表 高嶺 幸子
18		トムソーヤ マリンショップ	代表取締役社長 小底 神人
19		波ん馬ホースライディング	前大 智加
20		石垣市観光交流協会	副会長 親盛 一功
21		GLOW STAR	井戸 巖也
22	オブザーバー	環境省石垣自然保護官事務所	上席自然保護官 山本 以智人

3. 計画策定経緯概要

日付	経緯
令和元年9月25日	令和元年度 第1回名蔵アンパル保全・利活用推進協議会
令和元年11月12日～ 令和2年3月11日	自然環境基礎調査及び現地調査等
令和元年12月11日～ 令和2年2月2日	関係者ヒアリング
令和2年2月3日	先進地視察（東村）
令和2年2月4日	先進地視察（金武町、豊見城市）
令和2年2月6日	先進地視察（宮古島市）
令和2年3月17日	令和元年度 第2回名蔵アンパル保全・利活用推進協議会
令和2年3月	名蔵アンパル及び流入河川流域 環境カルテ策定
令和2年8月7日	令和2年度 第1回名蔵アンパル保全・利活用推進協議会 （書面開催）
令和2年10月15日	第1回部会（行政）
令和2年11月17日	令和2年度 第2回名蔵アンパル保全・利活用推進協議会
令和2年12月21日	第2回部会（マリンレジャー）
令和2年12月22日	関係者ヒアリング
令和3年1月5日	専門家ヒアリング
令和3年1月15日	令和2年度 第3回名蔵アンパル保全・利活用推進協議会 （書面開催）
令和3年2月18日	令和2年度 第4回名蔵アンパル保全・利活用推進協議会
令和3年2月19日～ 令和3年3月20日	パブリックコメント
令和3年3月	石垣市名蔵アンパル保全・利活用計画策定